平成２４年（フ）第３０号
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足872番地の１
債務者　麻生　藤子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第３２号
大分県日田市大字日高791番地７
債務者　岩尾　正二
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第５９号
北海道岩見沢市かえで町５丁目２番13号
債務者　馬場由利子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第５７号
山形県鶴岡市本町２丁目８番７－２号
債務者　中野　　新
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第５８号
山形県鶴岡市本町２丁目８番７－２号
債務者　中野千佳子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第７３号
福島県喜多方市豊川町米室字大上川原5313番地２、前住所福島県喜多方市字越巻3748番地34　キャッスルムトウ103号
債務者　松田敬二郎
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
群馬県邑楽郡明和町千津井268番地２
債務者　小林　美幸
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１４７号
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩3308番地の12
債務者　田村美佐子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１６１号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野4642番地８
債務者　大槻　芳助
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１６２号
群馬県太田市宝町893番地２
債務者　宮﨑亜由美
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５５２号
京都市西京区嵐山谷ケ辻子町51番地　セントポール嵐山Ⅱ307号
債務者　安井　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６５９号
京都市山科区日ノ岡朝田町８番地９　福徳マンション102号
債務者　木下　**訢**次
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６６０号
京都市山科区日ノ岡朝田町８番地９　福徳マンション102号
債務者　木下志のぶ
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７７８号
京都府宇治市伊勢田町ウトロ51、住民票上の住所京都府宇治市広野町東裏７番地
債務者　栗田　正和
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７７９号
京都府宇治市伊勢田町ウトロ51、住民票上の住所京都府宇治市広野町東裏７番地
債務者　京やこと　栗田美也子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８２８号
京都市中京区室町通夷川上る鏡屋町38番地　アビターレ室町402号
債務者　井上　元雅
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８５４号
京都府木津川市加茂町里東大間田４番地
債務者　大橋　昌平
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４７号
京都市下京区猪熊通五条上る柿本町593番地２　グレーシアス堀川301
債務者　松山　千帆
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係